

訪問看護重要事項説明書

〈令和 6年2月7日現在〉

I 訪問看護事業者の概要

法人名称	医療法人社団 玲瓏会	
代表者	理事長 栗原英明	
所在地	(住所)	東京都葛飾区金町1-9-1
	(電話)	03-3607-2001
	(FAX)	03-3607-2082
設立年月日	平成11年8月1日	

II 事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	かなちゅう訪問看護ステーション	
管理者	管理者 所長 本部洋子	
所在地	(住所)	東京都葛飾区金町1-9-7 星野マンション401号
	(電話)	03-5876-6278
	(FAX)	03-5876-6279
サービスの種類	訪問看護、予防訪問看護	
介護保険事業所番号	1362290411	
通常の事業の実施地域	葛飾区、足立区、江戸川区	

(2)事業の目的と運営の方針

事業の目的	医療法人社団玲瓏会が開設する指定訪問看護事業所及び指定介護予防訪問看護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護等」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）で、主治の医師が訪問看護等の必要を認めた者に対し、適正な訪問看護等を提供することを目的とする。
運営の方針	第2条 事業所の看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。また、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との密接な連携を図る。

(3)事業所の職員体制

職種	人員	常勤換算	備考
看護師	（ 常勤 3 名 ）（ 非常勤 名 ）	3名	管理業務を行うものを含む
准看護師	（ 常勤 1名 ）（ 非常勤 名 ）	1名	
保健師	（ 常勤 名 ）（ 非常勤 名 ）		
理学・作業療法士・言語聴覚士	（ 常勤 名 ）（ 非常勤 名 ）		
事務担当職員	（ 常勤 名 ）（ 非常勤 名 ）		

(4)サービス提供時間

サービス種類	月曜日～土曜日
訪問看護	8時30分 ～ 17 時

Ⅲ サービスの内容

当ステーションでは、個々の状況に応じた療養上の世話・診療の補助等の援助を行うことで、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めます。

訪問看護利用料金表(医療保険)

医療保険			料金	負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
基本項目	訪問看護基本療養費Ⅰ 1日につき(准看護師時)	週3日目まで	5,550円(5,050円)	555円(505円)	1,110円(1,010円)	1,665円(1,515円)
		週4日目以降	6,550円(6,050円)	655円(605円)	1,310円(1,210円)	1,965円(1,815円)
	管理療養費	月の初日	7,400円	740円	1,480円	2,220円
		2日目以降	2,980円	298円	596円	894円
	訪問看護基本療養費Ⅱ (同一建物住居者で同一日に3人以上訪問した場合)	週3日目まで	2,780円(2,530円)	278円(253円)	556円(506円)	834円(759円)
		週4日目以降	3,280円(3,030円)	328円(303円)	656円(606円)	984円(909円)
	訪問介護療養費Ⅲ	外泊中の訪問介護	8,500円	850円	1,700円	2,550円
加算項目	24時間対応体制加算日(月に1回)		6,400円	640円	1,280円	1,920円
	夜間(18時～22時)・早朝(6時～8時)訪問看護加算		2,100円	210円	420円	630円
	深夜訪問看護加算(22～翌6時)		4,200円	420円	840円	1,260円
	特別管理加算(月1回)	Ⅰ	5,000円	500円	1,000円	1,500円
		Ⅱ	2,500円	250円	500円	750円
	難病等複数回訪問加算	1日2回の場合	4,500円	450円	900円	1,350円
		1日3回以上	8,000円	800円	1,600円	2,400円
	複数名訪問看護加算	看護師等(週1回)	4,500円(3,800円)	450円(380円)	900円(760円)	1,350円(1,140円)
		看護補助者(週3回)	3,000円	300円	600円	900円
		看護補助者(1日に3回以上)	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
	緊急訪問看護加算	1日につき	2,650円	265円	530円	795円
	長時間訪問看護加算(90分を超える場合)		5,200円	520円	1,040円	1,560円
	退院時共同指導加算		8,000円	800円	1,600円	2,400円
	特別管理指導加算		2,000円	200円	400円	600円
	退院時支援指導加算		6,000円	600円	1,200円	1,800円
	在宅患者連携指導加算		3,000円	300円	600円	900円
	在宅患者緊急時カンファレンス加算		2,000円	200円	400円	600円
	情報提供療養費Ⅰ		1,500円	150円	300円	450円
	情報提供療養費Ⅱ		1,500円	150円	300円	450円
	情報提供療養費Ⅲ		1,500円	150円	300円	450円
	ターミナルケア療養費Ⅰ		25,000円	2500円	5,000円	7,500円
	ターミナルケア療養費Ⅱ		10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
	看護・介護職員連携強化加算		2,500円	250円	500円	750円

①介護保険に係る利用者負担金(費用全体の1～3割)

②医療保険に係る利用者負担金(費用全体の1～3割)

③運営基準(厚生労働省令)で定められた「その他の費用」(全額、自己負担)

④運営のサービス提供の範囲を超える保険外の費用(全額、自己負担)

(3)その他の費用

①交通費・・・ 介護保険による介護サービスの場合は不要です。

※通常実施地域以外の地域の場合は、1キロメートルにつき 円のご負担となります。

②衛生材料費・・・患者様の介護サービスに使用する衛生材料は、ご利用者様でご用意ください。

※当ステーションで準備する場合、実費負担となります。

③交通費、衛生材料費など利用者負担金は、(1)の①もしくは②とともに、翌月の10日までに請求書をお送りしますので、現金でお支払いください。

④上記の利用者負担金は、「月1回のサービス提供分で「法定代理受領(現物給付)」の場合について記載しています。居宅サービス計画を作成しない場合など「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料(10割)を支払い、その後市町村に対して保険給付分(9割)を請求することになります。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者直接向介護保険給付が行われない場合があります。その場合は、1か月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。

利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。

⑤その他の費用・・・サービスの実施に必要な自宅での水道・電気・ガス・電話などの費用は、利用者負担となります。

V キャンセル料

ご利用者の都合により、サービスを中止する場合は次のキャンセル料が発生します。

①利用日の2日前までに連絡があった場合	なし
②利用日の前日に連絡があった場合	なし
③利用日の前日までに連絡がなかった場合	なし

VI 緊急時の対応

サービス提供にあたり、事故、体調の変化、病状の急変等が生じた場合は、ご家族、主治医、救急医療機関
居宅介護支援事業者等に連絡します。

医療機関等	医療機関		主治医	
	連絡先			
緊急連絡先	氏名		続柄	
	連絡先①			
	連絡先②			

VII 事故発生時の対応

ご利用者に対する事故が発生した場合は、速やかにご家族、担当の介護支援専門員、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事業者が所有、使用または管理している各種の施設・設備・用具などの不備や業務活動上のミスが原因で、第三者の身体障害や財物損壊等が生じ、被害者側との間に損害賠償問題が発生した場合の補償として下記保険に加入しております。

保険会社名	東京海上日動
保険名	病院賠償責任保険
保障の概要	日本国内で行った医療業務に起因して、患者さんの生命・身体に障害が発生した場合の保険

VIII 苦情相談窓口

サービス提供に関する苦情や相談は下記窓口へ申し立てることができます。

事業者の窓口 かなちゅう訪問看護ステーション	所在地	葛飾区金町1-9-7 星野マンション401号 所長 本部 洋子
	電話番号	03-5876-6278
	FAX番号	03-5876-6279
	受付時間	月～土 8時30分から17時
保険者の窓口 東京都国民健康保険団体連合会	所在地	千代田区飯田橋3丁目5-1 東京区政会館11階
	電話番号	03-6238-0011
	FAX番号	
	受付時間	月～金 9時から17時
公的団体の窓口 葛飾区介護保険課	所在地	葛飾区区役所
	電話番号	03-5654-8246
	FAX番号	
	受付時間	

Ⅸ 暴力への対応

利用者または利用者の家族等から暴力・暴言等があった場合、事業者は、利用者とともに事業者の従業員の人権を守る観点から、サービスの提供を中止する場合があります。

Ⅹ 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

説明確認欄

年 月 日

サービス契約締結にあたり、重要事項について文書で説明をしました。

事業者名： 医療法人社団かなちゅう訪問看護ステーション

説明者 印

サービス契約締結にあたり、重要事項について文書で説明を受けました。

利用者 氏名 印

家族または後見人・代理人（続柄 ）

氏名 印